

答 申 書

平成22年1月8日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三澤 敏雄

第1 審査会の結論

安曇野市長が、「早春賦が安曇野発祥である根拠について」不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立て等の経過

- 1 平成20年10月30日付けで、異議申立人は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号。以下「本件条例」という。）に基づき、「早春賦が安曇野発祥である根拠について」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成20年11月12日付けで、安曇野市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対し、安曇野市が管理しているものの中には存在しないとして不存在とする安曇野市情報不存在決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した（平成20年11月12日付け20観光Aア-9第2号）。
- 3 平成20年12月1日、異議申立人は、本件決定を不服として、実施機関に対し、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

- 1 異議申立人が、異議申立書において主張する趣旨は概ね以下のとおりである。
 - (1) 安曇野市発行の「信州・安曇野」の早春賦歌碑説明文には、「吉丸一昌が、春を待つ安曇野を詠ったもの」と記載している。
 - (2) 安曇野市ホームページの「早春賦歌碑公園」説明文には、「大正初期安曇野を訪れた作詞家吉丸一昌が、川沿いを歩きながらつくった…」と掲載している。
 - (3) 平成19年、安曇野市が関与する「早春賦まつり」チラシ説明文では、「…吉丸一昌先生が信濃教育会の夏期講習に講師として来県した折りに歌唱指導用として作詞し、…」 「安曇野と吉丸先生とのご縁は、先生が近隣の大町市の高校校歌を作詞され、その披露を兼ねて招かれた時に安曇野に足をのばされたのが始まり…」と記されている。
 - (4) 昭和59年、当時の穂高町長の早春賦歌碑建立記念の挨拶文には、「早春賦が安曇野において作られた事実…」と記されている。
(以下、上記(1)から(4)までの記載を「本件印刷物等の記載」という。)
- 2 上記1のように、具体的に早春賦と安曇野との関連が述べられているから、その裏付け、根拠となる文書が安曇野市に存在しないはずはない。
- 3 よって、「不存在」との決定に対して異議を申し立てる。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、意見陳述で行った主張は、概ね以下のとおりである。

- 1 「早春賦が安曇野発祥である根拠について」の公文書は存在しない。
- 2 異議申立人が主張する安曇野市が関与する印刷物等に早春賦と安曇野との関連を記載した根拠とするところは、以下のものである。
 - (1) 早春賦について旧来から研究していた学識経験者による著作物、早春賦歌碑建立委員会及び早春賦歌碑管理委員会の出版資料（リーフレット等）、早春賦に係る一般既存出版物、NHK名曲アルバムでの放送、中学校音楽科の教科書による出典である。

具体的には、例えば、以下の出版物等の記載である。

 - ア 平成11年8月25日発行の「唱歌・童謡ものがたり」（読売新聞文化部編集・岩波書店）には、2～3頁に「このころ、『歌の舞台は安曇野』説が定着したことから、」「歌の舞台の安曇野で、」との記載がなされている。
 - イ 平成13年3月20日発行の「季刊 信州自由人2001春号」（龍鳳書房）には、32頁～36頁に昭和60年以降、毎年安曇野で「安曇野早春賦音楽祭」が開催されていること、平成12年3月には、郵政省信越郵政局管内（当時）の「長野県ふるさと切手」として「早春賦の里安曇野」が発行されたことなどの記載がなされている。
 - ウ 平成14年2月1日発行の「NHK きょうの健康 2月号」（日本放送出版協会）には、9頁～14頁に「早春賦のふるさと安曇野」「安曇野のイメージを詠んだとされる『早春賦』は、1913（大正2）年11月の制作となっています。前述したように、一昌がいつ安曇野を訪ねたのか不明ですが、吉丸家で長いこと家政婦をしていた女性の談話があります。それによると、『先生が温泉旅行をした帰りに安曇野に立ち寄り、そのときの感じを思い出しながら作詞されていました』となっています。」との記載がなされている。
 - エ 平成16年3月1日発行の「童謡・唱歌 日本百名歌」（主婦の友社）には、116頁～117頁に「吉丸が長野県の安曇野を訪れた際、そのあまりに素朴で透명한風景に感動して作詞したといえます。」との記載がなされている。
 - オ 平成20年4月20日発行の「信州ゆかりの日本の名歌を尋ねて」（ほおずき書籍）には、16～17頁に「作詞の吉丸一昌は大分県の出身だが明治四十四年（1911年）大町中学（現・大町高校）の校歌を作詞したことが縁となり、安曇野を訪れて早春賦の歌が生まれたと言うのが定説となりつつある。」との記載がなされている。
 - カ 平成5年度用の「中学生の音楽 2・3下」（教育芸術社）には、「『早春賦』の舞台となったといわれている北アルプスのふもと、長野県安曇野」との記載とともに安曇野の写真が掲載されている。
 - (2) 昭和59年安曇野市穂高（旧穂高町）に早春賦歌碑が建立された経緯は、従前から北アルプスの麓、アルプス展望の景勝地安曇野が、早春賦のふるさとであると言われていたこと、また全世界に深い感動を与えた名曲「早春賦」に感銘を覚えた先人達が早春賦の豊かな詩情を後世に残すために東奔西走し、文献資料等の学術研究をし、幾多の苦勞を乗り越えて、多くの人たちの願いと希望がこめられて建立に至ったものと聞き及んでいる。
 - (3) 歌碑公園にて毎年行われる早春賦祭りでは、作詞者吉丸一昌氏及び作曲者中田章氏のご子孫家族を毎年招待して式典を行っており、早春賦が安曇野発祥であることについて、両家の了解を得ている。

また、吉丸一昌先生の孫にあたる吉丸昌昭氏は、幼少時に吉丸一昌先生に手を引かれて安曇野市穂高川周辺を散策した記憶があり、吉丸家お手伝い従事者の女性からも、「先生が安曇野を思い出しながら作詞していた」旨聞かされていると述べている。

- 3 よって、「早春賦が安曇野発祥である根拠について」の公文書は存在しないが、これらの一般出版物等を根拠としたものである。
- 4 現在では「早春賦愛国会」「市内コーラスグループ」を中心に、早春賦を愛する市民が結集して、安曇野が早春賦発祥の地であることの可能性を心の支えとして、誇りと自信を持って市内外の催事・行事に参画して積極的に活動している。また、昭和59年4月21日に早春賦歌碑が建立されて以降「早春賦のふるさと・安曇野」は、観光振興及び地域振興の一翼を担ってきている。

よって、安曇野市としても、先人達が築き上げてきた歴史と労苦の尊重並びに現在の安曇野市民にとっての心の支えと、安らぎ、希望を保持する観点から、これを支援しているものである。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、行政情報公開制度の総合的な推進を図ることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加を促進することを目的として制定されたものである。本件条例の運用にあたっては、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、市の諸活動を市民に説明する責任を全うすべき理念は十分に尊重されなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として本件条例を解釈し、以下判断するものである。

2 前提となる事実

- (1) 当審査会では、実施機関が関与している本件印刷物等に、申立人が主張するとおり、以下の内容の記載があることを確認した。

ア 安曇野市発行の「信州・安曇野」の早春賦歌碑説明文には、「吉丸一昌が、春を待つ安曇野を詠ったもの」と記載していること。

イ 安曇野市ホームページには「早春賦歌碑公園」説明文には「大正初期安曇野を訪れた作詞家吉丸一昌が、川沿いを歩きながらつくった…」と掲載している。

ウ 平成19年、安曇野市が関与する「早春賦まつり」チラシ説明文では、「…吉丸一昌先生が信濃教育会の夏期講習に講師として来県した折りに歌唱指導用として作詞し」、「安曇野と吉丸先生とのご縁は、先生が近隣の大町市の高校校歌を作詞されて、その披露を兼ねて招かれた時に安曇野に足をのばされたのが始まり…」と記されている。

エ 昭和59年、当時の穂高町長の早春賦歌碑建立記念の挨拶文には、「早春賦が安曇野において作られた事実…」と記されている。

- (2) 一般的に、行政機関が関与して発行する印刷物等に記載される内容に事実でない記載があってはならず、合理的根拠・資料等に基づいて記載される必要があることは当然である。

異議申立人は、かかる「根拠となる公文書」の開示を求めているものである。

- (3) しかしながら、かかる合理的根拠等は、必ずしも公文書として存在するものによって裏付けられる必要があるものではなく、一般刊行物、縁ある人物の言動、公知の事実等によるものであっても、合理的根拠に基づいていると認められれば問題がないと考えられる。

3 本件請求対象文書について

- (1) 本件請求対象文書について、実施機関は、「不存在」決定をしているため、不存在とする理由に合理性が認められるかが問題となる。

この点、実施機関は、そもそも本件請求対象文書が存在したが、穂高町文書取扱規程(昭和56年穂高町訓令第6号)、穂高町文書取扱規程(平成9年穂高町訓令第7号)、または安曇野市文書管理規程(平成17年安曇野市訓令第46号)の保存期間に基づき破棄したと主張しているのではなく、そもそも存在しなかった旨主張しているものである。

とすると、本件請求対象文書が存在しないことを前提として、前記2(1)で確認した本件印刷物等に早春賦と安曇野との関連を記載することが合理的であれば、不存在であることにも合理性が認められるといえる。

よって、結局、本件請求対象文書が存在しない場合に、本件印刷物等に安曇野と早春賦との関連を記載することが合理的と言えるか否かが問題となる。

(2) この点、実施機関は、本件印刷物等の記載を行った根拠として、①学識経験者による著作物、一般刊行物等②早春賦歌碑が建立された経緯③作詞者作曲者のご子孫家族の了解及び記憶等を挙げている。

まず、実施機関が主張する前記第4の2(1)アからカまでの一般刊行物等には、実施機関が主張するとおり、早春賦と安曇野との関連性に関する記載がなされている。

これら複数の著名な一般刊行物に記載がなされていることからすれば、早春賦と安曇野の関連性(早春賦が安曇野を詠ったものであること)は、世間一般に確立された定説であると認められる。

また、昭和59年の早春賦歌碑建立以前から、安曇野が早春賦のふるさとであると言い伝えられていたこと、さらに、作詞者吉丸一昌氏の子孫及び吉丸家のお手伝い従事者の女性など作詞者に縁ある人が安曇野を詠ったものであると発言していることからすれば、実施機関が、これらを総合して安曇野が早春賦発祥の地であると判断し、本件印刷物等の記載を行ったことには、合理的な根拠があると認められる。逆に、実施機関が、これらの根拠資料に反して、安曇野が早春賦発祥の地ではないと判断することは困難であるというべきである。

よって、根拠となる公文書が存在しないとしても、本件印刷物等に安曇野と早春賦との関連を記載することは、合理的であると認められる。

(3) 以上のとおり、実施機関が、本件請求対象文書が存在しないとする理由には、合理性が認められるから、本件請求対象文書が「不存在」であるとした実施機関の決定は妥当である。

4 結論

以上のことから、当審査会としては、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成20年12月22日	情報公開審査諮問書を受理(平成20年12月22日付け20観光Aア-9第4号)
平成21年 3月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成21年 5月22日	審議

以上